

カント「純粹理性批判」に於る概念の構成と意義

習田, 達夫
九州大学教養部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/6796121>

出版情報 : 言語科学. 3, pp. 41-46, 1967-03. 九州大学教養部言語研究会
バージョン :
権利関係 :



カント「純粹理性批判」に於る概念の構成と意義

習 田 達 夫

カントの場合、概念の働きとは構想力（*Einbildungskraft*）のもとに綜合せられた直観の多様が“規則”に適応するか否かを判断する働きのことである。

〔概念の成立〕

直観とは、我々の認識作用が直接に対象なるものに拘はる仕方をいうのであって、認識の対象が我々に与えられている限り、そこには直観が生ずるというべきであろう。

しかしこのように我々に与えられている直観は、厳密にはその限り主観的なものであって、むしろ感覚と称すべきものであろう。しかしこの主観的な感覚をとうして（媒介として）何等かの意味で上述のような対象なるもの（これを客観的に限定し概念として把握するのがこの論述の目的とする処である）に拘っているとき、それは直観といわれるのであって、このような直観をカントは経験的直観という。そしてこのような経験的直観の集りが広義の現象（*die Erscheinungen*）を意味するのである。

更にまた直観とは“与えられているもの”としかいえないものではあるが、しかしこれを受け取る場合、カントによれば我々は直観を既に時間的空間的な仕方、即ち形式で受け取っているのみならず、それが経験的認識の対象であるためには、このような直観の多様が、矢張り既に時間空間的な仕方では綜合せられていなければならないのであって、このような綜合によってはじめて我々は上述の如き広義の経験的認識を持つということが出来るわけである。それ故に現象を認識の対象として我々が現に取り扱い得るということは、実は我々の側のこのような意味での構想力による綜合が既になされているからであるとみなければならないのである。換言すれば対象というものは我々から独立に在るというのではなく、既に我々の側の構想力によって、直観が綜合されて構成せられたものというべきであろう。

しかしながらカントによれば、このようにして構成せられた経験的認識の対象が、現に一定の秩序を保った自然必然の現象として客観的認識の対象であるためには、以上のような構想力による直観の綜合によるだけでなく、更にそれ等が既に何等かの“規則”のもとに結

合統一せられていなければならないと考えるのである。即ち、構想力のもとに綜合せられた直観の多様は、いまやこの規則の適用のもとに結合統一せられてこそ、はじめて客観的な経験的認識の対象となると考えるのである。それ故に、客観的な経験的認識を可能にするところの“規則”自身は、もはや経験から得られたものであってはならない。このような“規則”を先験的な規則、即ち範疇と称したのである¹⁾。

このようにして現に我々が持つ客観的な経験的認識の対象としてのあらゆる概念なるものは、すべて、構想力のもとに綜合せられた直観の多様が、以上の先験的規則即ち範疇に適應するか否かを判断することによって得られたところのものであるということが出来る。

〔概念の構造〕

そこで第一に問題となることは、構想力は如何にして直観の多様（内容的なるものを含むところの）を純粹な（即ち経験的内容を含まない）形式である規則即ち範疇に適應させることが出来るか、換言すれば如何にしてこのような判断を成立させることが出来るかということである。

このことを解決するためには、先づ構想力そのものの性質を検討してみる必要がある。そもそも直観の多様は既に時間的空間的という仕方（形式）によって受け取られたところのものであった。然しながら構想力もまた、この同じ時間空間的な仕方（形式）を用いて直観の多様を綜合しているのである。それ故にいま構想力の用いる仕方（形式）は、それが直観を受け取る形式であったと共に、同時にその同じ形式に従って再び直観の多様を綜合するのであるから、この時間空間の形式を構想力の働く純粹な形式（それは構想力によって直観を綜合する形式であるから、この形式自身のうちには直観はもはや含まれていないが故に純粹な形式ということが出来る）として取り出すならば、それはやがて、直観の多様の綜合に対して範疇を適用するための、即ち判断を可能にするための図式（schema）となって、両者を媒介することに役立つものとカントは考えたのである。

〔註1〕 カントはこのような規則の一定の種類と数とを挙げて、その機能を詳細に論じているのであるが、しかしこの種類と数が如何なる根拠に基いてそうなのかは、恰かも何故に時間空間だけが我々の直観の形式であるかということの理由が説明出来ないと同様に、説明出来ないと述べている。後にも触れるところではあるが、実はここにカントの形式主義（時間空間も、以上の規則もすべて形式である）に由来する一応の限界をみる事が出来ると共に、カントは更に深いところでこの限界を乗り越えることを試ているのである。その内容は多くの問題を含むところの重要なものであるが、いまは残念ながら省略しなければならない。

カントによればかくて図式とは本来それ自身構想力の働く形式として、構想力自身の所産であった。例えば皿は直観を含むところの形像（das Bild）を持っている。何となれば皿は既に経験的概念であるからである。しかしこの皿の“まるさ”そのものは直観の単なる形式であるとだけいうことは出来ず、そこには既に直観の形式の綜合が行はれているといわなければならない。しかも構想力のこの綜合の形式のもとに皿の具体的な（即ち直観内容を含んだ処の）形像を持つことが出来るが故に、構想力のこの綜合形式である“まるさ”そのものは、純粹な形式即ち純粹形像として、それ自身は経験から独立である。そしてこの純粹形像（“まるさ”）が構想力による綜合の根底にある図式となるのであって、これに対して“円”という規則が適用せられることが“判断せられる”である。こゝに於てはじめて概念としての“円”が得られるのである。円はもはや直観形式ではなくして、既に幾何学的概念であって、それは一点から等距離にある点の軌跡として示すことが出来る規則に過ぎない。それ故にそこに判断作用によって成立する判断、即ち概念であるところの“円”は、もと直観を伴はずしては成立し得ないところのものであるが、構想力による図式を通じてこゝに概念として把握せられるところのものは、何処までも形式の面だけであることは一応注意すべきことである。このようにして我々は皿の概念を持っている。しかしそれは概念としてである限り、具体的にどの皿も皿として妥当するのであるが、しかし同時に特定の皿の直観を含むというものではないのである。

そこでカントはこのような（皿の如き）個々の経験的概念を成立させる規則（例えば“円”の如き）を整理して、一般的なるものを求めて、あらゆる規則について、論理的に言えば最高類に当るものを導出したのである。そしてそれを、我々が判断するためのすべての規則をそのうちに包含し尽すものとして都合12通りに分類したのである。それが上述の範疇であった。それは既に述べた如くその形式性から由来する制限（抽象性）を、うちに含むとは雖え、それによってあらゆる経験的認識が可能となる規則であるから、それ自身のうちには何等の経験的な要素も含んではいないところの純粹な規則、即ち純粹概念でなければならなかったのである。カントの有名な範疇はこのようにして成立したのである。

〔概念の客観性〕

然しながら次にくる問題は、このような範疇を適用することによって我々の経験的認識が如何にして客観性を持ち得るかということである。このことを明らかにするために、先づ注意しなければならないことは、構想力のもとに綜合せられた直観の多様が規則に一致するというを判断する場合、実はその判断の働きたた自身が、同時に構想力のもとに綜合せら

れた直観の多様を統一するという働きを持っているということである。夫々の経験的認識の対象は単に直観の多様の綜合である限りでは、ばらばらで互の間に連絡を考えることは出来ない。然しながら実際に於て線を引いてみると、そこには与えられた直観の多様の結合が綜合的に生ずるであろう。しかしそこでこの行為の統一が同時に、それが“線”であるという判断即ち概念としての意識の統一を生ぜさせているのである。

このように考えてくると、我々のあらゆる経験的認識のすべてを最終的に統一にもたらす意識は、既にあらゆる認識（判断）のすべての根底に存している一つの意識の同一性でなければならぬことになるのである。カントはこのような一つの意識の同一性、即ちそれによってあらゆる概念が統一にもたらされる“意識の統一”を“我れ思う”というふうに表現している。しかもこの一つの意識による統一なくしては、あらゆる経験的認識は統一的に成立することが出来ないばかりでなく、互いにこの統一によって“わかりあう”ということさえ出来ない。それ故にあらゆる経験的認識が一つの意識のもとに、このようにして判り合うということが、とりもなおさず客観的ということに外ならないのである。このようにして経験的認識を客観的なものとして可能にする原理をカントは先験的原理（*transzendentalles Prinzip*）と称した。それ故に“我れ思う”はこの意味で先験的な綜合統一の原理、即ち先験的統覚（*transzendente Apperzeption*）であるといわれるのである。実際カントの場合、我々は一切の概念的把握、即ち判断そのものを仮りに文法的に分析してみるならば一応「これは何々である」という主語述語命題で表現することが出来るであろう。そしてカントの場合、それが概念的把握、即ち客観的認識であるためには、それらは常に「…と我れ思う」という意識の統一によって伴はれているといわなければならないのである。何となれば既に明らかなる如く「我れ思う」というこの一つの意識こそ、そのうちに一切の直観の綜合が統一せられるが故に、こゝに概念が概念として客観性を得る基盤があったからである。

〔概念が担う“意味”〕

最後に概念が持っている“意味”なるものの根拠を解明しなければならない。そのために形式的命題を再びカントの認識論的構造に戻して分析してみるならば、先づ“これ”という主語のもとに抱えられるところのものは、一応構想力の綜合のもとにある直観の多様であるということが出来るであろう。しかしそれを更に分析的に追究してみるならば、最後には直観を経て、主観的な感覚にまで抽象せられて仕舞うところのものであろう。しかし既に述べた如く、感覚が直観であるためには、それを直観として我々が受け取るように、感覚を触覚する何物かを想定せずにはいられなかったのである。しかし注意しなければならないことは、

感覚を触発する何物かの存在を想定するといっても、それは何処までも単に論理的形式的なるものに過ぎないのであって、我々がそのような何物かそれ自体を客観的認識乃至は概念化にまでもたらずということは、矛盾を含むことなしには不可能である。それ故にカントに於ては、主語のもとに把えられるところの直観は、本来単に何物かによって触発せられるという受動的な姿を持つものとしてしか想定することの出来ないところのものであったのである。

しかしそれについて、ハイデッガーは彼の最近の小論文（Heidegger, Kants These über das Sein）に於て、カントが別の場所（Kant, Kritik der reinen Vernunft B.S. 626）で述べている言葉を引用して、さきの主語のもとに把えられているところのものを「単に物の指定」（bloss die Position eines Dinges）云々といっている。けだしこの“単に”（bloss）という言葉によって、ハイデッガーはカントが概念的に把えることが出来ないところのある（在る）ものを暗示しているようである。それはこのようにして主語のもとに、従ってまた認識の根底にあるところのものであろう。そしてそれは述語に於てはじめて、即ちカントに於ては範疇の適用のもとに於てはじめて概念として把えられる筈のものであった。それは直観を伴うことによって、はじめて客観的経験的認識の対象となる筈のものである。そしてこのことを為し遂げるものは、「…である」という連辞によって示されるところの意識の統一であった。それ故にこの「…である」こそ、そこに於てこの判断を成立させる基礎であるところの「我れ思う」を述語的に、即ち概念的に頭わにすることを目標としていることを物語るものということが出来るであろう。そしてこのようにして「我れ思う」という一つの意識が頭わになっていくところに、概念的把握のうちに在る“意味”なるものの根拠もまたあるというべきであろう。何となれば概念的把握によって一つの意識が頭わになるということは、とりもなおさず範疇への適応が、そのまま直ちに範疇自身のもつ宿命的とでもいうべき形式性の制限を“越えて”「我れ思う」という一つの意識へと統一せられるということの意味するからである。それ故に“意味”は勿論、概念的把握に依存し、そして概念的把握なくしては考えられないことであるけれども、しかし意味が意味として成立するために重要なことは、同時に概念的な制限を越えて、一つの意識の統一のもとに、（主語のもとにあるところのものを）明るくするというところでなければならない。

それ故に概念的制限を越えて明るくなるものは、それ自身もはや概念に止まることは出来ない。主語のもとに暗示せられているものは、かくて述語のもとに統一せられて（判断せられて）概念となることによって概念自身を越えるのである。概念に於て、概念自身を越えるものが、本来概念自身の担うところの“意味”というものであったのである。それはとりもなおさず、はじめ主語のもとに暗示せられていたところのあるものが次元を深めて頭わにな

って来たということも出来るであろう。この意味からするならば、カントの概念的把握の構造は一種の存在論的 (ontologisch) な反覆 (Tautologie) であると解釈することも可能となるであろう。しかしこのことについてはなお多くのことが論じられなければならないであろう。

昭和 42 年 2 月 20 日